

年収200万円のAさんの年金

保険料自己負担は厚生年金の方が安く、給付は手厚い

国民年金の場合

厚生年金の場合

(標準報酬月額17万円)



(注) 厚生年金は、標準月額報酬17万円（年収200万円程度）の場合。

厚生年金の保険料率は、平成28年9月～29年8月の18.182%を、国民年金の保険料は平成28年度の16,260円を使用。

給付は、40年間同じ標準報酬であったと仮定して計算。（基礎年金給付の満額は平成28年度の金額を使用）

公的年金の役割について

国民年金法（昭和34年法律第141号）

（国民年金制度の目的）

第一條 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

25年や一生涯を心

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（参考）

平成28年1月26日 衆・本会議における岡田克也議員の質問に対する安倍総理大臣の答弁（抜粋）

平成26年の財政検証では、マクロ経済スライドの調整終了後においても、新たに年金を受給される方の所得代替率は50%が確保されることを確認しています。

このマクロ経済スライドは、平成16年の改革により、将来世代の負担を過重にしないため、将来の保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みとして導入されたものであります。このような仕組みは、基礎年金を含め、公的年金制度全体に共通する考え方であります。

平成17年度以降の物価と賃金の変動率

平成28年9月30日
厚生労働省年金局数理課

○ 平成17年度以降の年金額の改定(スライド)の計算式に基づく「賃金」や「物価」の変動率は下表のとおり。
(実際の改定率は、特例水準があったこと等から異なる。)

改定年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
物価 変動率	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%	0.8%
賃金 変動率	0.3%	▲0.4%	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%	▲0.2%

※ 平成17年度、18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、賃金改定率は17年度0.0%、18年度▲0.3%となる。

※ 賃金変動率については、保険料引上げによる現役世代の可処分所得の減少を考慮し、可処分所得割合変化率(▲0.2%)を反映したものとなっている。(平成32年度までの時限措置)

H31 保険料引上げ

H33 後引上げ
▲0.2% (可処分所得割合変化率)

基礎年金にマクロ経済スライドを適用しなかった場合の影響について

- 平成 26 年財政検証（ケース E）においては、基礎年金の所得代替率は 2014 年度では 36.8%、給付水準調整が終了する 2043 年度では 26.0%となっている。

$$36.8\% (2014) - 18.4\% (2043) \times 0.4 = 7.4\%$$

マクロ経済スライドに合わせた 1.4 倍とすると (30 年後)

- 基礎年金にマクロ経済スライドを適用しないこととすれば、基礎年金の給付は最終的には約 1.4 倍（ $\approx 36.8\% / 26.0\%$ ）増加することとなるため、財政均衡を図るためには年金保険料や国庫負担もこれに合わせて引き上げが必要であると考えられる。

(c) 代替率
- 64.5%
- 75.5%

基礎年金にマクロ経済スライドを適用した場合
+7.4% (30 年後)
2043 年度

世帯の公的年金年金額階級別 構成割合(夫婦世帯・単身世帯)

(夫婦世帯)

	総数	世帯の公的年金年金額										平均額
		50万円未満	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～250万円	250～300万円	300～400万円	400～500万円	500万円以上	不詳	
合計	100.0	4.1	6.5	9.0	10.8	10.2	16.6	32.4	6.8	2.0	1.5	263.1

22万円/月

(単身世帯)

	総数	世帯の公的年金年金額								平均額
		50万円未満	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～250万円	250～300万円	300～350万円	350万円以上	
男	100.0	8.8	21.6	20.6	16.8	16.0	9.8	4.1	2.2	157.8
女	100.0	14.9	27.9	19.5	17.7	13.0	4.5	1.8	0.6	130.7

13万円/月

11万円/月

世帯の収入階級別 構成割合(夫婦世帯・単身世帯)

(夫婦世帯)

	総数	世帯の収入額											平均額
		50万円未満	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～250万円	250～300万円	300～400万円	400～500万円	500～800万円	800万円以上	不詳	
合計	100.0	0.5	2.1	3.9	6.2	7.1	12.5	30.7	15.8	14.1	5.2	1.9	410.0

34.2万円/月

(単身世帯)

	総数	世帯の収入額											平均額
		50万円未満	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～250万円	250～300万円	300～400万円	400～500万円	500～800万円	800万円以上	不詳	
男	100.0	5.3	11.3	16.2	15.6	16.1	12.3	12.5	5.9	3.1	1.1	0.4	228.3
女	100.0	10.7	22.3	18.8	18.5	14.2	6.4	5.1	1.7	1.3	0.6	0.4	164.5

19万円/月

14万円/月

(出典) 平成24年 高齢年金受給者実態調査(厚生労働省年金局)

平成28年10月7日

厚生労働省年金局数理課 5

高齢世帯の中で
* 一般に年金は全収入の7割を占める
※ 収入不足の世帯は6割を占める

平成28年10月11日
厚生労働省 年金課

老齢年金受給者の平均年金月額推移

(年度末現在、単位：円)

年度	国民年金	厚生年金
平成16年度	52,565	167,529
平成17年度	53,012	167,172
平成18年度	53,249	165,211
平成19年度	53,602	161,059
平成20年度	53,992	158,806
平成21年度	54,320	156,692
平成22年度	54,596	153,344
平成23年度	54,682	152,396
平成24年度	54,856	151,374
平成25年度	54,622	148,409
平成26年度	54,497	147,513

(出典) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」

一人当り

生活保護負担金実績額(事業費ベース)等の推移

平成28年10月11日
厚生労働省社会・援護局

	保護費負担金(事業費ベース) (医療扶助、住宅扶助等を含む) (億円) (A)	被保護人員(人) (1か月平均) (B)	(参考) $A \div B \div 12$ ヶ月 (万円)
平成17年度	25,942	1,475,838	14.6
18	26,333	1,513,892	14.5
19	26,175	1,543,321	14.1
20	27,006	1,592,620	14.1
21	30,072	1,763,572	14.2
22	33,296	1,952,063	14.2
23	35,016	2,067,244	14.1
24	36,028	2,135,708	14.1
25	36,314	2,161,612	14.0
26	36,746	2,165,895	14.1

資料:被保護者調査、生活保護費経理状況報告

平成28年10月11日
熊谷市統計局

高齢無職世帯(世帯主が65歳以上)の家計収支

10月

(円)

	実収入	実支出	可処分所得	消費支出	黒字
2000年	245,470	265,695	222,943	243,168	▲ 20,225
2001	240,537	270,952	215,337	245,752	▲ 30,415
2002	235,040	272,658	210,201	247,818	▲ 37,617
2003	235,362	270,916	209,751	245,305	▲ 35,554
2004	226,012	272,598	201,040	247,626	▲ 46,586
2005	231,057	268,018	204,860	241,820	▲ 36,961
2006	229,108	272,431	198,946	242,269	▲ 43,323
2007	227,658	275,560	195,242	243,143	▲ 47,902
2008	226,976	278,883	195,188	247,096	▲ 51,908
2009	227,065	271,074	196,215	240,224	▲ 44,009
2010	224,537	271,663	194,218	241,344	▲ 47,126
2011	223,408	266,220	193,341	236,153	▲ 42,812
2012	221,503	270,039	191,331	239,866	▲ 48,535
2013	217,412	276,399	187,098	246,085	▲ 58,986
2014	209,163	272,311	179,086	242,234	▲ 63,148
2015	214,700	275,906	183,923	245,129	▲ 61,206

資料:家計調査(二人以上の世帯)(総務省)

10月